

令和6年能登半島地震こども食堂応援助成(第二回) Q&A

No.	質問	回答
1	どんな活動が助成の対象となりますか？	以下のような活動例が助成の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地での炊き出し支援 ・被災地への物資支援 ・避難所や二次避難先での生活支援 ・被災地での臨時的なこども食堂の開催 ・被災したこども食堂施設等の運営再開のための準備
2	避難所や二次避難先での生活支援とはどのようなものですか？	被災者の心のケアや生活再建のための支援を想定しています。 例: 交流の場づくり、居場所づくり、こどもの預かり・教育支援
3	選考基準にある被災地ニーズへの応答性とはどういう意味ですか？	被災地を支援する際には、その活動が被災地で本当に必要とされている支援かどうかを見極める必要があります。例えば、すでに必要ではなくなった物資を被災地に送ることはかえって被災地の方々の負担になってしまう場合もあります。そのため、計画する事業活動が必要とされているかどうかについては、現場の状況をご確認ください。
4	能登震災発生後に、被災地で炊きだしを行いました。こども食堂はこれから立ち上げる予定です。助成の対象となりますか？	申請時点でこども食堂の運営が開始されていない場合は助成の対象となりません。
5	これから被災地の仮設住宅で生活を始める方のために生活用品を提供したいと思いますが、助成の対象となりますか？	こども食堂の事業として、被災者の方々へ生活用品を提供する場合には助成の対象となります。
6	対象の4県以外に活動拠点がありますが、被災地に入って支援を行う予定です。助成の対象となりますか？	今回の助成は、団体本拠地および活動拠点が石川県、新潟県、富山県、福井県のみとさせていただきます。対象4県以外の場合は、助成の対象となりません。
7	こども食堂の団体職員がボランティアを引き連れて現地で活動します。人件費やボランティア謝金は助成の対象となりますか？	助成対象事業に関わる人件費や謝金は助成の対象となります。ただし、ボランティア活動自体が貴団体主体の事業でない場合には、助成の対象となりません。
8	キッチンカーの購入は助成の対象となりますか？	助成の対象となりますが、申請書には以下の点について詳細をご記入ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・購入後から稼働までの手続き等も含めた計画 ・助成対象期間内の被災地での稼働計画 ・購入後のキッチンカーの資産管理計画 ・活動予定地域でのニーズの確認状況
9	助成申請額は、上限300万円の範囲内で決めることができるのですが、申請額が大きいと採択されにくいですか？	審査会にて事業計画の実現可能性等の基準をもって審査いたします。実現可能な事業規模での申請をお願いします。
10	能登震災関係の他の助成金でも採択されましたが、応募は可能ですか？	能登震災関係の他の助成金で採択されている場合でも、財源の区分が明確な異なる事業に対する助成であれば、応募していただけます。
11	第1期の応募で不採択となりました。申請内容を見直して第2期以降に再度応募することは可能ですか？	事業計画を見直したうえで、次回以降に再度申請していただくことは可能です。

お問い合わせ先

認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
 むすびえ・こども食堂基金
 令和6年能登半島地震 こども食堂応援助成担当
 メールアドレス : 2024nota@musubie.org